

平成 23 年 6 月 21 日  
年金記録確認中央第三者委員会事務局

## 包括的意見に関する第三者委員会意見と年金記録回復委員会案の相違点について

### 1 記録訂正要件等の相違点について

| 項 目   | 第三者委員会意見(平成 23 年 6 月 14 日年金記録確認中央第三者委員会)   | 年金記録回復委員会「包括的意見による記録回復のイメージ」(平成 23 年 5 月 10 日)       |
|---|--|--|
| 賞与事案について  | 賞与の届出漏れ事案の他、賞与届が厚生年金保険料徴収権の消滅時効成立後に遅れて提出された場合などを含む、 <u>賞与に係る申立事案全体</u> を包括的意見の対象としている。 | 「賞与の届出漏れ事案に係る記録回復基準」としている。                           |
| 申立てに関連する資料がある一般的事案について<br>(賞与事案及び転勤事案に該当するものを除く。) | <b>【申立期間の一部期間だけ給与明細書等の資料がある場合の取扱い】</b>   |  |
|   | 申立期間の <u>全期間</u> 給与明細書等の資料が揃っている場合に、対象を限定している。   | 申立期間の一部期間だけ給与明細書等の資料がある場合も包括的意見の対象としている。             |
|   | <b>【除外事由について】</b>  |  |
|   | 申立期間当時、制度上、厚生年金被保険者とならない者である <u>可能性が確認できる</u> 場合を除外要件の対象としている。                         | 申立期間当時、制度上、厚生年金被保険者とならない者であることが確認できる場合を除外要件の対象としている。 |

| 項 目                                     | 第三者委員会意見   | 年金記録回復委員会「包括的意見による記録回復のイメージ」  |
|---|--|---|
| 記録訂正された転勤事案又は賞与事案と同一事業所の未申立ての従業員の扱いについて | <p>あっせん又は年金事務所段階で記録の訂正が行われた基礎となる申立事案と同様の事案の対象と考えられる従業員について、次のような取組を行うこととしている。</p> <p>① 記録訂正の必要が確認できる従業員に対しては、日本年金機構から記録訂正の申立てを勧奨し、要件に該当するものについては迅速に記録訂正を図ること。</p> <p>② <u>記録訂正の必要があることが直ちには確認できない従業員に対しても、日本年金機構からお知らせを送付し、記録の確認と年金事務所への相談を促すこと。</u></p> | <p>あっせん又は年金事務所段階で記録の訂正が行われた基礎となる申立事案と同様の事案の対象と考えられる従業員を掲載した一覧表のうち、勤務実態及び保険料控除について事業主の確認が得られた者に対して、日本年金機構から申立ての勧奨を行うこととしている。</p> |

2 年金記録回復委員会案には記載されているが第三者委員会による包括的意見には記載していない事項  
(要件該当等についての日本年金機構における具体的な確認方法又は確認手順に関する事項であるため)

(同一企業等内転勤事案)

○同一企業グループ内であることの具体的な確認方法

- ※ 以下の場合に「同一企業グループ内」と判断される。
- ・同一企業の別事業所であったとの申立人及び事業主の証言がある。

(申立てに関連する資料がある一般的事案)

○どの月分の保険料かの具体的な確認方法

- 事業主に対して、給与の〆日及び支払日、当月控除・翌月控除の別を確認する。  
なお、以下の場合には、事業主への確認を行わずに、記録回復を行う。
- ・「喪失相違」のケースで退職月の翌月に支払われた給与明細書により翌月控除が確認できる
  - ・「取得相違」のケースで、入社当月に給与が支払われ、当月控除が確認できる
  - ・「中抜け」のケースで、当月及び翌月において保険料控除が確認できる

○除外事由:申立期間当時、制度上、厚年被保険者とならない者である可能性があることの具体的な確認方法

(当月控除の事業所において) 資格喪失月に保険料控除されている等、厚生年金被保険者ではなかったことが確認できる場合

### (各事案に共通する除外事由)

○申立人が、申立期間当時、事業主・役員等であったことの具体的な確認方法

- ・給与明細や賃金台帳等事業主側の資料において、申立人がこうした立場にいたことの確認を行う
- ・これにより確認できない場合は、雇用保険記録があることを確認
- ・さらにこれにより確認できない場合は、法人登記簿を確認

### (標準報酬の認定)

○転勤事案における標準報酬の認定の具体的方法

- (ア) 申立期間の勤務実態について、新事業所で確認できた場合  
⇒オンライン記録(※)上、申立期間の後の新事業所における最初の標準報酬月額とする。
  - (イ) 申立期間の勤務実態について、旧事業所で確認できた場合  
⇒オンライン記録(※)上、申立期間の前の旧事業所における最後の標準報酬月額とする。
  - (ウ) 申立期間の勤務実態について、旧事業所で確認できた期間と新事業所で確認された期間がある場合  
⇒旧事業所で勤務実態が認められた期間は、オンライン記録(※)上、申立期間の前の旧事業所における最後の標準報酬月額、新事業所で勤務実態が認められた期間は、オンライン記録(※)上、申立期間の後の新事業所における最初の標準報酬月額とする。
- ※ オンライン記録のほか、厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)、厚生年金保険被保険者原票又は厚生年金保険被保険者名簿がある場合は、これらの標準報酬月額がオンライン記録と一致していることを確認した上で標準報酬月額を決定する。